

## 令和7年第37問

### 問題

---

司法書士大谷夏希は、令和7年4月3日に事務所を訪れた株式会社SMILEの代表者から、別紙1から別紙7までの書面のほか、登記申請に必要な書面の提示を受けて確認を行い、別紙11のとおり事情を聴取し、登記すべき事項や登記のための要件などを説明した。そして、司法書士大谷夏希は、株式会社SMILEの代表者から必要な登記の申請書の作成及び登記申請の代理の依頼を受けた。

また、司法書士大谷夏希は、同年6月30日に事務所を訪れた株式会社SMILEの代表者から、同年4月3日に提示を受けた書面に加え、別紙8から別紙10までの書面のほか、登記申請に必要な書面の提示を受けて確認を行い、別紙12のとおり事情を聴取し、登記すべき事項や登記のための要件などを説明した。そして、司法書士大谷夏希は、株式会社SMILEの代表者から必要な登記の申請書の作成及び登記申請の代理の依頼を受けた。

司法書士大谷夏希は、これらの依頼に基づき、登記申請に必要な書面の交付を受け、管轄登記所に対し、同年4月4日及び同年7月1日にそれぞれの登記の申請をすることとした。

以上に基づき、次の問1から問5までに答えなさい。

問1 令和7年4月4日に司法書士大谷夏希が申請した登記のうち、当該登記の申請書に記載すべき登記の事由、登記すべき事項、登録免許税額並びに添付書面の名称及び通数を第37問答案用紙の第1欄に記載しなさい。ただし、登録免許税額の内訳については、記載することを要しない。

問2 令和7年4月4日に司法書士大谷夏希が申請した登記に関し、司法書士大谷夏希が別紙1から別紙7までの書面及び別紙11のとおり事情を聴取した内容のうち、登記することができない事項（法令上登記すべき事項とされていない事項を除く。）及びその理由を第37問答案用紙の第2欄に記載しなさい。

問3 令和7年7月1日に司法書士大谷夏希が申請した登記のうち、当該登記の申請書に記載すべき登記の事由、登記すべき事項、登録免許税額並びに添付書面の名称及び通数を第37問答案用紙の第3欄に記載しなさい。ただし、登録免許税額の内訳については、記載することを要しない。

問4 令和7年7月1日に司法書士大谷夏希が申請した登記に関し、司法書士大谷夏希が別紙8から別紙10までの書面及び別紙12のとおり事情を聴取した内容のう

ち、登記することができない事項（法令上登記すべき事項とされていない事項を除く。）を第37問答案用紙の第4欄に記載しなさい。

また、当該登記することができない事項の効力を生じさせるためには、同年6月24日開催の株式会社SMILEの定時株主総会において、どのような議案を決議すべきであったか。その決議すべきであった議案を第37問答案用紙の第4欄に記載しなさい。複数の方法が考えられる場合には、その全てを記載しなさい。

問5 司法書士大谷夏希は、令和7年7月1日に申請した登記が完了した後、同月10日に、株式会社SMILEの代表者に登記が完了した旨を報告したところ、株式会社SMILEの代表者から、同年11月22日にDとMが婚姻の届出をし、DがMの氏を称する予定であること、同日にDもMも新居に転居する予定であることを聴取した。

司法書士大谷夏希は、聴取した内容を前提に、法令遵守の観点も踏まえ、株式会社SMILEの代表者に対し、株式会社SMILEに係る登記に関して今後必要となり得る手続について説明することとした。司法書士大谷夏希が説明すべき事項を第37問答案用紙の第5欄に記載しなさい。

（答案作成に当たっての注意事項）

- 1 登記申請書の添付書面については、全て適式に調えられており、別段の記載がない限り、所要の記名・押印がされている。
- 2 被選任者及び被選定者の就任承諾は、選任され、又は選定された日に適法に得られ、その旨の書面が被選任者及び被選定者ごとに調えられている。
- 3 別紙中、（略）又は（以下略）と記載されている部分及び記載が省略されている部分には、いずれも有効な記載があるものとする。
- 4 AからMまでの記号（I及びLの記号を除く。）で表示されている者は、いずれも自然人であって、同じ記号の者が各々同一人物である。
- 5 株式会社SMILEの定款には、別紙1から別紙12までに現れている以外には、会社法の規定と異なる定めは存しない。
- 6 株式会社SMILEは、設立以来、最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上となったことはない。
- 7 登記の申請に伴って必要となる印鑑の提出は、適式にされている。
- 8 別紙1から別紙12までに現れる株式会社SMILE以外の全ての法人の本店又は主たる事務所の所在地は、株式会社SMILEの本店の所在地の管轄登記所の管轄と異なる。
- 9 第37問答案用紙の第1欄及び第3欄の【添付書面の名称及び通数】についての解答を記載するに当たっては、次の要領で行うこと。

(1) 会社法人等番号を記載することによる登記事項証明書の添付の省略はしない。

(2) 種類株主総会議事録を記載する場合には、どの種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の議事録かが明らかになるようにし、次の例に従って「」内に表示された方法により記載することができる。

例 X種類株式の種類株主を構成員とする種類株主総会議事録を記載する場合  
「(X種類) 議事録」

(3) 株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）を記載する場合には、株主リストと記載することができ、各議案を通じて記載する各株主についての内容が変わらないときは、その通数は開催された株主総会ごとに1通を添付する。

(4) 他の書面を援用することができる場合であっても、これを援用しない。

10 代表取締役等住所非表示措置については、考慮しないものとする。

11 租税特別措置法等の特例法による登録免許税の減免規定の適用はないものとする。

12 数字を記載する場合には、算用数字を使用すること。

13 登記申請の懈怠については、考慮しないものとする。

14 第37問答案用紙の各欄に記載する文字は字画を明確にし、訂正、加入又は削除をするときは、訂正は訂正すべき字句に線を引き、近接箇所に訂正後の字句を記載し、加入は加入する部分を明示して行い、削除は削除すべき字句に線を引いて、訂正、加入又は削除をしたことが明確に分かるように記載すること。ただし、押印や字数を記載することは要しない。

## 別紙1

## 【令和7年4月3日現在の株式会社S M I L Eの登記記録の抜粋】

商 号	株式会社S M I L E	
本 店	横浜市南区山ゆり町10番地	
公告をする方法	官報に掲載してする。	
会社成立の年月日	平成22年11月11日	
目 的	1. スポーツ用品の製造及び販売 2. 前号に附帯する一切の事業	
発行可能株式総数	2万株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 1万2000株 各種の株式の数 普通株式 1万株 甲種類株式 1000株 乙種類株式 1000株	
資本金の額	金6000万円	
発行可能種類株式総数 及び発行する各種類の 株式の内容	普通株式 2万株 甲種類株式 1000株 乙種類株式 1000株 1. 甲種類株主を構成員とする種類株主総会において、取締役4名、監査役1名を選任することができる。 2. 乙種類株主を構成員とする種類株主総会において、取締役2名を選任することができる。 3. 乙種類株主は、株主総会において議決権を有しない。 4. 法令に別段の定めがある場合を除き、当会社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においても、甲種類株主を構成員とする種類株主総会の決議及び乙種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。 5. 乙種類株主は、当会社に対し乙種類株式の取得を請求することができる。当会社は、乙種類株式1株の取得と引換えに、その対価として普通株式2株を交付する。	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 A	令和5年6月29日重任
	取締役 B	令和5年6月29日重任
	取締役 C	令和6年6月30日重任
	取締役 D	令和6年6月30日重任
	取締役 E	令和6年6月30日重任

取締役 F	令和6年6月30日就任
横浜市中区上町1番地 代表取締役 A	令和5年6月29日重任
さいたま市北区中央9番9号 代表取締役 D	令和6年6月30日就任
監査役 G	令和3年6月27日重任
会計監査人 横浜S T A R監 査法人	令和6年6月30日重任
支 店	1 東京都中央区さくら町7番1号
取締役会設置会社に關 する事項	取締役会設置会社
監査役設置会社に關す る事項	監査役設置会社
会計監査人設置会社に 關する事項	会計監査人設置会社

別紙2

【令和7年3月10日現在の株式会社S M I L Eの定款の抜粋】

(商号)

第1条 当会社は、株式会社S M I L Eと称する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. スポーツ用品の製造及び販売
2. 前号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を横浜市に置く。

(公告の方法)

第4条 当会社の公告は、官報に掲載してする。

(機関)

第5条 当会社には、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 会計監査人

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、2万株とする。

2 株式の消却をした場合には、消却した株式の数につき、当会社の発行可能株式総数は減少する。

(発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容)

第7条 当会社の発行する株式の発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容は、以下のとおりとする。

普通株式 2万株

甲種類株式 1000株

乙種類株式 1000株

1. 甲種類株主を構成員とする種類株主総会において、取締役4名、監査役1名を選任することができる。
2. 乙種類株主を構成員とする種類株主総会において、取締役2名を選任することができる。

3. 乙種類株主は、株主総会において議決権を有しない。
4. 法令に別段の定めがある場合を除き、当会社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においても、甲種類株主を構成員とする種類株主総会の決議及び乙種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
5. 当会社が募集株式の発行を行う場合には、会社法第199条第4項に基づく甲種類株主を構成員とする種類株主総会及び乙種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
6. 乙種類株主は、当会社に対し乙種類株式の取得を請求することができる。当会社は、乙種類株式1株の取得と引換えに、その対価として普通株式2株を交付する。

(株式の譲渡制限)

第8条 当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(総数引受契約の承認)

第20条 当会社が募集株式を発行する場合において、募集株式の総数引受契約を締結するときは、会社法第205条第2項に基づく総数引受契約の承認は株主総会において行う。

(員数)

第27条 当会社の取締役は5名以上、監査役は1名以上とする。

(任期)

第29条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(事業年度)

第33条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第36条 この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令の定めるところによる。

別紙3

【令和7年3月10日開催の株式会社S M I L Eの臨時株主総会における議事の概要】

[決議事項]

第1号議案 募集株式発行の件

下記の要領で募集株式を発行する旨が諮られ、出席株主全員の一致をもって可決承認された。

記

1. 募集株式の種類及び数 普通株式 6,500株
2. 募集株式の払込金額 1株につき金1万円
3. 現物出資をする者の氏名、財産の内容及び価額  
氏名 D  
財産の内容 Dの当会社に対する令和4年4月1日付貸付金5,000万円  
(弁済期令和7年2月28日) この価額 金5,000万円
4. 現物出資財産の給付期日 令和7年3月10日
5. 募集株式の発行により増加する資本金の額 金4,000万円
6. 募集株式の発行により増加する資本準備金の額  
資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額
7. 募集方法  
Dが5,000株、Eが1,500株を引き受ける総数引受契約による。

第2号議案 総数引受契約の承認の件

前号議案で決議された募集株式の発行について、Dが5,000株、Eが1,500株を引き受ける総数引受契約を承認する旨が諮られ、出席株主全員の一致をもって可決承認された。

別紙4

【株式会社SMILEの令和7年3月9日現在の株主名簿の抜粋】

	氏名又は名称	株式の種類及び数		
		普通株式	甲種類株式	乙種類株式
1	A	5500株	700株	
2	株式会社SMILE (自己株式)	2000株		
3	株式会社SUN	500株		
4	C	2000株		1000株
5	D		300株	

株主の住所及び株式の取得年月日は省略。また、登録株式質権者は存在しない。

別紙5

株式総数引受契約書

株式会社SMILEと株式引受人D及びEとは、令和7年3月10日開催の臨時株主総会の決議に基づき株式会社SMILEが発行する下記内容の募集株式について、Dが5,000株、Eが1,500株の引受けを行う総数引受契約を締結した。

令和7年3月10日

横浜市南区山ゆり町10番地

株式会社SMILE

代表取締役 D 

株式引受人 (住所 略) D 

株式引受人 (住所 略) E 

記

- 募集株式の数 普通株式 6,500株
- 募集株式の払込金額 1株につき金1万円
- 現物出資財産の給付期日 令和7年3月10日

(以下略)

別紙6

証明書

令和7年3月10日開催の株主総会において決議された募集株式の発行に関し、出資された財産の価額が相当であることを証明します。

令和7年3月10日

税理士 G 印

株式会社SMILE 御中

別紙7

【令和7年3月25日開催の株式会社SMILEの臨時株主総会における議事の概要】

〔決議事項〕

第1号議案 取締役解任の件

取締役Fを解任する旨が諮られ、Cを除く出席株主全員の一致をもって可決承認された。

第2号議案 取締役選任の件

取締役1名を選任することが諮られ、下記のとおり選任することが出席株主全員の一致をもって可決承認された。

取締役 H

別紙8

【令和7年6月24日開催の株式会社S M I L Eの定時株主総会における議事の概要】

[報告事項]

令和6年4月1日から令和7年3月31までの事業報告及び計算書類報告の件  
(略)

[決議事項]

第1号議案 定款一部変更の件

定款第7条を削除し、単一株式発行会社とすることが諮られ、出席株主全員の一致をもって可決承認された。

第2号議案 定款一部変更の件

前号議案の効力発生を条件として、後記新旧対照表のとおり定款の一部変更をすることが諮られ、出席株主全員の一致をもって可決承認された。

なお、前号議案可決に伴い、定款第7条以下は1条ずつ繰り上げ、変更部分に下線を付している。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）選任の件

前号議案の効力発生を条件として、取締役2名を選任することが諮られ、下記のとおり選任することが、出席株主全員の一致をもって可決承認された。なお、被選任者は、席上就任を承諾した。

取締役 D

取締役 E

第4号議案 監査等委員である取締役選任の件

第2号議案の効力発生を条件として、監査等委員である取締役3名を選任することが諮られ、下記のとおり選任することが、出席株主全員の一致をもって可決承認された。

被選任者G及びMは、席上就任を承諾し、被選任者Kは令和7年6月26日をもって就任することを席上承諾した。

監査等委員である取締役 G

監査等委員である取締役（社外取締役） K

監査等委員である取締役（社外取締役） M

(第2号議案定款一部変更 新旧対照表)

変更前	変更後
(機関) 第5条 当会社には、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. 会計監査人 (員数) 第27条 当会社の取締役は5名以上、監査役は1名以上とする。  【新設】 (任期) 第29条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  <u>2 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>	(機関) 第5条 当会社には、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> 3. 会計監査人 (員数) 第26条 当会社の取締役( <u>監査等委員である取締役を除く。</u> )は5名以内とする。 <u>2 当会社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u> (任期) 第28条 取締役( <u>監査等委員である取締役を除く。</u> )の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>

別紙9

【令和7年6月26日開催の株式会社SMILEの取締役会における議事の概要】

第1号議案 代表取締役選定の件

代表取締役を選定することが諮られ、出席取締役全員の一致をもって下記のとおり選定することを可決承認した。なお、被選定者は、席上就任を承諾した。

東京都品川区さつき町8番地 代表取締役 E

第2号議案 支配人選任の件

当会社の東京支店（東京都中央区さくら町7番1号）に置く支配人の選任に関する事項の決定を取締役Dに委任することが諮られ、出席取締役全員の一致をもってこれを可決承認した。

別紙10

登記事項証明書

後見開始の裁判

後見

【裁判所】横浜家庭裁判所

【事件の表示】令和7年（家）第〇〇〇〇〇号

【裁判の確定日】令和7年6月3日

【登記年月日】令和7年6月9日

【登記番号】第2025-××××号

成年被後見人

【氏名】B

【生年月日】昭和15年1月1日

【住所】（略）

【本籍】（略）

成年後見人

【氏名】大谷夏希

（以下略）

別紙11

【司法書士大谷夏希の聴取記録（令和7年4月3日）】

- 1 A、B、D及びEは甲種類株主総会において選任された取締役であり、C及びFは乙種類株主総会において選任された取締役である。
- 2 別紙3及び別紙7の議案のうち、効力を生じさせるために特定の者の同意を要するものがあるときは、必要な時期までにその同意が得られている。
- 3 別紙4は、株式会社SMILEの令和7年3月9日現在の株主名簿の抜粋であり、その後令和7年4月3日までの間に、別紙1から別紙7まで及び別紙11に現れている以外に、株主及びその有する株式数に変動はない。
- 4 株式会社SMILEは株式会社SUNの総株主の議決権の4分の1を保有している。
- 5 別紙3及び別紙7の株主総会には、当該株主総会の開催日において議決権を行使することができる株主全員が出席している。
- 6 別紙3の議案について必要な種類株主総会は、別紙3の株主総会と同日に適法に開催され、当該種類株主総会の開催日において議決権を行使することができる種類株主全員が出席し、適法に可決承認され、終結している。
- 7 別紙7の議案について、種類株主総会は開催されていない。
- 8 別紙3の第1号議案について、現物出資財産である債権の価額は、当該債権に係る株式会社SMILEにおける負債の帳簿価額を超えない。
- 9 令和7年3月20日、乙種類株主であるCからその有する乙種類株式の全部の取得請求がされ、株式会社SMILEは、同日、取得対価として自己株式を交付した。
- 10 令和7年4月1日、横浜STAR監査法人は東京SKY監査法人に吸収合併され、解散した。

別紙12

【司法書士大谷夏希の聴取記録（令和7年6月30日）】

- 1 令和7年4月3日から同年6月30日までの間に、別紙8から別紙10までに現れている以外に、株式会社SMILEの株主及びその有する株式数に変動はない。
- 2 別紙8の議案のうち、効力を生じさせるために特定の者の同意を要するものがあるときには、必要な時期までにその同意が得られている。
- 3 別紙8の株主総会には、当該株主総会の開催日において議決権を行使することができる株主全員が出席している。
- 4 別紙8の議案について必要な種類株主総会は、別紙8の株主総会と同日に適法に開催され、当該種類株主総会の開催日において議決権を行使することができる種類株主全員が出席し、適法に可決承認され、終結している。
- 5 K及びMは、社外取締役の要件を満たしている。
- 6 別紙9の取締役会には、監査等委員である取締役を含む取締役の全員が出席し、当該取締役会の議事録に押印されている印鑑は、Dについては登記所に提出されている印鑑であり、その他の役員全員については全て市町村に登録されている印鑑である。
- 7 取締役Dは、別紙9の取締役会の決議に基づき、令和7年6月30日付けで支配人として以下の者を置くことを決定した。

東京都新宿区けやき通150番地

支配人 J

## 解答例 令和7年第37問

### 第1欄

#### 【登記の事由】

募集株式の発行  
取締役及び会計監査人の変更

#### 【登記すべき事項】

令和7年3月10日次のとおり変更  
発行済株式の総数 1万8,500株  
各種の株式の数  
普通株式 1万6,500株  
甲種類株式 1,000株  
乙種類株式 1,000株  
資本金の額 金1億円  
令和7年3月25日取締役F解任  
令和7年4月1日会計監査人横浜S T A R監査法人合併  
同日会計監査人東京S K Y監査法人就任

#### 【登録免許税額】

金29万円

**【添付書面の名称及び通数】**

定款	1 通
株主総会議事録	2 通
（普通）議事録	1 通
（乙種類）議事録	1 通 ※
株主リスト	3 通
株式総数引受契約書	1 通
資本金の額が計上されていたことを証する書面	1 通
金銭債権について記載された会計帳簿	1 通
議決権を行使することができる種類株主が存しないことを証する書面	1 通
登記事項証明書	1 通
委任状	1 通

※ 役員選解任権付種類株主総会で選任された者を通常の株主総会で解任したため、出身母体を証する当該種類株主総会の議事録を要する。この目的で添付するので、株主リストの必要数には影響しない。

**第 2 欄****【登記することができない事項】**

取締役Hの選任

**【理由】**

取締役（等）選解任権付種類株式が発行されており、みなし廃止規定の適用を受ける会社の状態にもなっていないことから、取締役の選任は同種類株式の種類株主総会で行うべきだから。

**第 3 欄****【登記の事由】**

発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容の廃止  
取締役、監査役、監査等委員である取締役、代表取締役及び会計監査人の変更  
監査役設置会社の定めの廃止  
監査等委員会設置会社の定めの設定